

【重要事項の説明について】

(1) サービス内容に関する事項

国土交通省の登録を受けた倉庫業者が運営するトランクルームサービスとは、単に収納スペースをお貸しするサービスではなく、倉庫業法の基準を満たした倉庫において、当社がお客様（寄託者）の物品（寄託物）を責任をもって保管するサービスです。

(2) 保管期間と契約の解除に関する事項

① 保管期間は、お客様が物品を引き渡す日として指定した日から1シーズン、1年間（2シーズン）のいずれかとなり、お客様から解約の申し入れがない限り自動的に更新されます。また、保管期間の満了日は、夏タイヤ、冬タイヤの保管それぞれ5月末日、12月末日となります。

② お客様は、保管料等を期日までに支払わなければなりません。なお、当社は、保管料等が支払われない場合、保管期間の満了日の1週間以前にその旨を予告して、更新の拒絶をすることができます、その場合解約したものとみなします。

③ 当社は、お預かりする物品が危険品や変質または壊れやすい物品であるとき、寄託価額に関する協議が整わないとき、物品の保管に必要な施設がないとき、物品の保管が法令に違反するとき、その他やむを得ない事情があるときには、契約を解除することができます。

④ 当社が契約を解除した場合、または保管期間の更新を拒絶し解約した場合には、お客様は、遅滞なく保管料等を支払い、物品を引取らなければなりません。

(3) 寄託物の返還に関する事項

① 当社は、保管料等の支払いを受けるまでは、物品の返還の請求に応じないことができます。

② お客様は、上記①による物品の留置期間中についても、保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

(4) 引取りのない寄託物の処置に関する事項

① 当社は、契約の解除及び更新の拒絶による解約後において、物品の引き取りが行われない場合は、お客様に対し当社が指定する日までに物品の引き取りを請求することができます。なお、当社が指定する日までに物品を引き取られないときは、引き取りを拒絶したものとみなします。

② 当社は、お客様が引き取りの拒絶の後、さらに期限を定めて物品の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内にお客様が物品を引き取られない場合は、催告をした日から3ヶ月を経過した後は、お客様に予告した上で物品を売却するなどの処分をすることができます。

③ 当社が寄託申込書に記載されたお客様の住所に通知または催告を行った場合は、その通知または催告は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

④ 当社は、物品を売却した場合は、その代価を保管料等に充当し、残額があるときは、これをお客様に返還します。また、不足があるときはお客様に対しその支払いを請求します。

(5) 賠償責任に関する事項

① 当社は、次の事由により生じた損害については、賠償の責任を負いません。

- ・ 物品の性質、欠陥若しくは自然の消耗または荷造りの不完全
- ・ 虫害
- ・ 地震、津波、高潮などの自然災害
- ・ その他トランクルームサービス約款第32条第1項に規定する事由
- ・ お客様が寄託申込書を提出しない場合、寄託申込書に記載すべき事項を記載しない場合、または寄託申込書に記載した事項が事実と相違するために生じた損害

② 賠償額は、お客様が申し込み時に、当社と協議のうえ、相当と認められる価額（寄託価額）を限度とします。また、この寄託価額は必要に応じ、当社と協議のうえ、変更することができます。

※ トランクルームサービスに関するご相談・お問い合わせは

「伊藤倉庫株式会社 トランクルームサービス受付係」まで

(Tel) 052-732-1281

【受付時間】 平日 9:00 ~ 17:00

(土、日、祝日、お盆、年末・年始は休業させていただきます。)